

# 消防訓練を実施しましょう！



※防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、防火管理に係る消防計画を作成し、消防計画に基づいて定期的に消防訓練を実施する義務があります。



## 消防訓練の種類と実施回数

訓練の種類には、【消火訓練】【避難訓練】【通報訓練】があります。回数は、※防火対象物の用途により次の表のとおりになります。

訓練の種類	内容	訓練回数	
		※特定防火対象物	※非特定防火対象物
消火訓練	消火器等の取扱い訓練	年2回以上	消防計画に定める回数
避難訓練	避難誘導や避難器具等の取扱い訓練		
通報訓練	消防機関に通報する訓練	消防計画に定める回数	

※特定防火対象物・・・不特定多数の人が利用する建物

(集会場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、社会福祉施設等)

※非特定防火対象物・・・特定の人が利用する建物

(共同住宅、学校、神社、工場、倉庫、事務所等)

## 消防訓練の実施方法

- ①消防計画に基づいて、実施日時と内容を決めましょう。
- ②特定防火対象物の防火管理者は、消防訓練を実施する場合、あらかじめ消防機関に通知しましょう。(非特定防火対象物の防火管理者は、消防計画に定めのある場合には消防機関に通知しましょう。)
- ③消防訓練は防火管理者が中心となって実施してください。

※消防機関に通知する場合は、「消防訓練計画通知書」により通知してください。(記入例を参照ください。様式は須賀川地方広域消防組合のホームページからダウンロードできます。)

※消防職員の立会い、指導を必要とする場合は、管轄の消防機関にご相談ください。

※消防機関への通報訓練を実施する場合は、建物の用途に関わらず、必ず消防機関に事前相談ください。

(記入例)

管轄する消防機関の名称を記入してください。

消防機関に通知する日を記入してください。

第10号様式(第1条関係)

# 消防訓練計画通知書

令和4年4月1日

〇〇消防署  
〇〇分署  
〇〇分遣所

様

防火管理者(防災管理者)

防火管理者の名前を記入してください。

職・氏名 店長 消防 太郎

消防法施行規則第3条第11項の規定により、消防訓練の実施を通知します。

訓練日時	令和4年4月28日 13時30分～14時30分		
事業所名称	スーパーマーケット須賀川店	用途	物品販売店舗(4項)
事業所所在地	須賀川市丸田町153 TEL 0248(76)3197		
参加人員	30名	担当者(職・氏名)	店長 消防 太郎
消防職員派遣の要否	要・ <input checked="" type="radio"/> 否 (要にあつては、実施日等について、事前に所轄消防署と打ち合わせすること。)		
訓練種別	<input checked="" type="radio"/> 1 総合 <input type="radio"/> 2 避難 <input type="radio"/> 3 消火 <input type="radio"/> 4 通報 <input type="radio"/> 5 その他( )		
訓練概要	<p>火災発生から初期消火、通報、避難誘導までの総合訓練を実施する。</p> <p>総合訓練を終了後に、以下の個別の訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器の取扱いの訓練(水消火器は消防署から借用)</li> <li>・119番通報の訓練(1名が実際に通報する。)</li> <li>・避難誘導の訓練(誘導灯の位置を確認、避難経路の再確認)</li> </ul>		
※受付欄	※経過		
	<p>訓練計画の内容を記入する。</p> <p>「総合訓練」とは、「避難」「消火」「通報」を全て実施する場合です。それ以外の訓練を実施する場合は「その他」に○を記入してください。</p> <p>不明な点などがある場合は、管轄する消防署へ事前に相談してください。</p>		

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 訓練の種別及び消防職員の派遣の要否欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 3 訓練概要に実施概要が記載しきれない場合には、別紙とすること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。